

弁護士報酬早見表【税別】

磐城総合法律事務所

督促手続事件（第19条）

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	2% + 消費税	第16条又は第20条の額の2分の1
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	(1% + 金3万円) + 消費税	
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	(0.5% + 金18万円) + 消費税	
金3億円を超える場合	(0.3% + 金78万円) + 消費税	

(事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができます。着手金の最低額は金5万円。)